

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年2月29日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成27年8月1日 午前11時30分頃 高山市高根町日和田1735番地3 (日和田ハイランド陸上競技場内)		
	事故の概要	アイシングのため設置していたスノコの釘が浮き上がっていたことによる利用者の負傷事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身 (左足裏側の切創)	物 損	
	被害総額・市の過失割合	31,190円・100分の100		
	賠償金	31,190円		
	内 訳	保険金	31,190円	
		一般財源	0円	
専決年月日	平成28年1月18日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成27年12月11日 午前9時頃 高山市一之宮町3072番地 (高山市立宮中学校駐車場内)		
	事故の概要	敷地内に設置していたゴミボックスが突風により飛ばされたことによる駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (左スライドドア等)	
	被害総額・市の過失割合	—	97,401円・100分の100	
	賠償金	—	97,401円	
	内 訳	保険金	—	97,401円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成28年1月22日 地方自治法第180条第1項			